

令和 8 年度おおいた豊後大野ジオパーク学術研究・調査活動助成事業 募集要項

おおいた豊後大野ジオパークに関する学術研究および調査研究の促進と、地域住民への研究成果の還元を目的として、おおいた豊後大野ジオパークエリア（大分県豊後大野市全域）における学術研究・調査活動について、経費の一部を助成します。

1 助成対象となる学術研究・調査活動

- (1) ジオパークを対象とした地質、地形に関するもの
- (2) ジオパークに関連した植物、動物に関するもの
- (3) ジオパークに関連した歴史、文化に関するもの
- (4) ジオパークの取り組みに関連した地域の活動に関するもの
- (5) ジオパークに関連した教育活動に関するもの

2 助成対象者

- (1) 高校生、大学生、大学院生、研究生、学校等の教員、博物館学芸員、研究員等、研究に従事する個人またはグループを対象とします。
- (2) 応募は 1 人（1 グループ）あたり 1 件とします。
- (3) 応募者本人（グループの場合は構成員全員）、および応募者に実質的に関与している者が下記のいずれにも該当しないことが必要です。
 - ・ 大分県暴力団排除条例（平成 22 年大分県条例第 33 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ・ 暴力団（暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

3 助成額等

(1) 助成額

本事業で負担する助成額は、補助率を 10/10 とし、1 件あたり 10 万円を上限とします。

なお、本事業で負担する助成額を超える額については、応募者が負担するものとします。また、当該学術研究・調査活動について、別の機関から補助金等を受けている場合は、助成ができないことがありますので、事前に相談して下さい。

(2) 助成対象となる経費

学術研究・調査活動を行うために必要な経費であり、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料であって、当該学術研究・調査活動のために使用されることが特定できるもの（別表 1）。飲食費や単価が 3 万円以上の物品の購入経費は除きます。また、助成期間前に発生した経費は対象となりません。

(3) 学術研究・調査活動の助成期間

本助成の期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 2 月 12 日までとします。申請書（様式 1）の着手予定年月日および完了予定年月日は、この期間内として下さい。

4 応募方法

応募者は、おおいた豊後大野ジオパーク学術研究・調査活動助成事業申請書（様式 1）に以下の書類を添えて、郵送または持参により提出して下さい。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 誓約書（様式 2） | 1 部 |
| ② 学術研究・調査活動計画書（様式 3） | 1 部 |
| ③ 研究費予算書（様式 4） | 1 部 |
| ④ 推薦書（様式 5）（高校生、大学生、大学院生のみ） | 1 部 |

5 応募締切

令和 8 年 5 月 29 日（金）必着

6 審査

おおいた豊後大野ジオパーク推進協議会が指名する審査員による審査に基づいて助成対象者を決定し、令和 8 年 6 月下旬までに応募者に通知します。

7 採択件数：3 件（予定）

8 成果の報告

令和 9 年 2 月 12 日（金）までに以下の様式の報告書類を提出して下さい。

- | | |
|---|-----|
| ① おおいた豊後大野ジオパーク学術研究・調査活動助成事業実績報告書（様式 6） | 1 部 |
| ② 学術研究・調査活動報告書（様式 7） | 1 部 |
| ③ 研究費決算書（様式 8）（領収書等の証拠書類を添付して下さい。） | 1 部 |
| ④ インターネット上で公開可能な 1,000 字程度の成果概要（写真または図表数枚を添付可、可能な限り電子ファイルで提出して下さい。） | 1 部 |

9 助成金の支払い

研究費決算書（様式 8）および領収書等を精査し、本事業で負担する助成額を確定した後、助成金を支払います。支払いは令和 9 年 3 月中旬頃の予定です。

10 その他

- （1）助成対象者に決定した後に、本募集要項に違反した場合、その決定を取り消し、本事業の対象としません。
- （2）助成事業採択後、採択者の氏名、所属、研究テーマ等をおおいた豊後大野ジオパーク推進協議会ホームページで公開します。
- （3）学術研究・調査活動報告書は、豊後大野市資料館において閲覧可能とするとともに、おおいた豊後大野ジオパークの活動に利用します。
- （4）本助成事業を使って行われた研究の成果を学会等で発表する際や学術誌等に投稿する際は、研究

の一部に本助成金を使用した旨を明記して下さい。また、発表後または印刷後に、講演要旨または論文抜刷等（PDF ファイル可）を提供して下さい。

■申請・報告書類提出先・問い合わせ先

おおいた豊後大野ジオパーク推進協議会（豊後大野市商工観光課内）

〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場 1200 番地

TEL: 0974-22-4089 e-mail: d105030@city.bungoono.lg.jp

■様式等は同サイト(新着情報＞令和 8 年度おおいた豊後大野ジオパーク学術研究・調査活動助成＞様式)内からダウンロードしてください。

別表 1 本事業で助成対象となる経費

経費区分	経費の内容
需用費	・学術研究・調査活動に使用する器具類、標本、書籍、ソフトウェア等の購入費（当該研究に固有かつ不可欠なものに限る。） ※パソコン、カメラ、メモリ等の汎用性のあるものは対象外とする。 ・学術研究・調査活動に必要なガソリン代、文書・図面等の複写印刷代、写真のプリント代等
旅費	・学術研究・調査活動を行う現地までの交通費および宿泊費（1泊2食付） ※宿泊料金に含まれるもの以外の飲食費は対象外とする。
役務費	・学術研究・調査活動に必要な機材や資料等の送料
使用料および賃借料	・学術研究・調査活動に使用するレンタカーやレンタル機器の使用料 ・学術研究・調査活動に係る有料道路通行料、駐車場使用料等
委託料	・学術研究・調査活動に係るデータ分析、鑑定等の委託費用 ※助成金額の 50%を越えないこと。
報償費	・学術研究・調査活動に必要な指導や助言等を受けるために専門家に謝礼として支払われる経費 ・学術研究・調査活動に係る情報整理等の事務処理を代行するアルバイトに謝礼として支払われる経費

※上記に含まれない経費については、事前におおいた豊後大野ジオパーク推進協議会事務局に相談して下さい。